

# 経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成27年12月11日(金) 13:03～14:23

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

和田 恵治 委員長  
松尾 勇臣 副委員長  
山中 益敏 委員  
川口 延良 委員  
上田 悟 委員  
安井 宏一 委員  
荻田 義雄 委員  
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第 87号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第3号)  
(経済労働委員会 所管分)

議第 88号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例  
(経済労働委員会 所管分)

議第 98号 奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例

議第104号 農業研究開発センター整備事業にかかる請負契約の締結につ  
いて

(2) その他

<会議の経過>

○和田委員長 それでは、ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

おくれて来られる方は上田悟委員です。ご了解を願います。

本日は、傍聴の申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご承知おきください。

それでは、付託案件の審査に入りたいと思います。

それでは、当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告については、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順にご説明お願いをいたします。

**○森田産業・雇用振興部長** 平成27年12月定例県議会提出議案のうち、産業・雇用振興部に関するものについてご説明申し上げます。

資料「平成27年度一般会計補正予算案その他」の7ページ、議第88号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例で、開催実績の乏しい附属機関の見直しに伴い、6つの附属機関を廃止するため、所要の改正をしようとするものです。

このうち産業・雇用振興部に関するものは、奈良県中小企業調停審議会です。本審議会は、中小企業と協同組合法に基づき事業協同組合の団体協約に関するあっせんまたは調停を行うための機関で、昭和57年に設置後33年間、事案の発生がなく、開催実績がありませんので、廃止をしようとするものです。

施行期日については、公布日からを予定しています。

もう一件、53ページ、議第98号、奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例です。

県庁の北分庁舎の執務室を奈良県中小企業会館に移転することにより、同会館の4階の会議室を廃止するため、所要の改正をしようとするものです。

施行期日については、平成28年1月1日を予定しています。

以上2件、平成27年12月定例県議会提出議案のうち、産業・雇用振興部所管の議案についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○福谷農林部長** それでは、続きまして農林部関係の議案についてご説明します。

資料「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」の3ページ、繰越明許費補正です。新規の治山事業で、ことし7月の台風11号等の豪雨により現地の地形の形状が変わったため、再測量及び計画変更が必要となり、変更後の計画について再度地権者に説明を

行い、了解を得る必要が生じたことや、現地に亀裂が見つかったためボーリング調査を実施し、工法の再検討を行ったことなどにより、計3カ所で1億3,690万円の繰り越しをお願いするものです。

続いて、農業研究開発センター整備事業にかかる請負契約の締結について、資料「平成27年度一般会計補正予算案その他」の78ページ、議第104号、農業研究開発センター整備事業にかかる請負契約の締結についてです。農業研究開発センター交流・サロン棟新築工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

この工事は、移転を契機として農業研究の高度化を図るための拠点施設整備を行うもので、工事場所は桜井市池之内、工事期間は平成28年12月16日までとなっています。契約金額は6億2,665万9,200円、契約の相手方は中尾・中和特定建設工事共同企業体です。

以上で農林部の提出議案の説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○和田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○今井委員 1つは中小企業会館の関係ですけれども、県の北分庁舎を潰して、今あそこにある総務厚生センターを移転させるのに中小企業会館を利用するということが出ていると思うのですが、ここに書かれてあります施設に改めるという、創業支援室という、このあたりの関係がよくわからないのです。中小企業会館は駅に近いこともあり、結構いろいろな方が利用されておられるのではないかと思います。県からいただきました使用実績を見ましても結構使用されていて、平均で38.4%という数字ですけれども、多いときでしたら7割ぐらい稼働しているところもあります。そういう状況ですが、ここでいいます施設は、会議室ではないけれども何か使えるような工夫をされるということなのか、教えていただきたいと思います。

それから、農業研究開発センターの関係ですけれども、農業大学のほうは大きな工事はこれで大体終了と、そのように理解したらよろしいのでしょうか。これでいきましたら総トータルはどれぐらいになりますでしょうか、教えていただきたいと思います。

○和田委員長 今井委員、今の総トータルというのは、農業研究開発センターですか。

○今井委員 だから全部、NAFICもです。

○和田委員長 NAFICも含めまして。

○今井委員 NAFICを含めてです。

○堀辺地域産業課長 私からは、中小企業会館関係のお答えを申し上げます。

中小企業会館、ただいま4階の貸し会議室、そのほかにご指摘がありました創業支援室、そのほかの施設として公共的な団体の事務所部分があります。今回の条例の改正は、4階の貸し会議室部分をお貸しすることができなくなったということで、その部分を削るという改正です。表現上は委員がご指摘のとおりで、4階部分だけを削るという内容です。以上です。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） 桜井市に建設します、なら食と農の魅力創造国際大学校安倍校舎と農業研究開発センターと、それから、なら食と農の魅力創造国際大学校池之内校舎で全体を合わせて、これら両施設のハード事業としては総事業費おおむね58億円強の見込みです。以上です。

○今井委員 大体わかりました。

総務厚生センターに先日伺ったのですけれども、保健室が中にあり、保健室は移るのには適さない。職員の方がぐあいが悪いときに休むところですので、それは県庁の中に確保するべきではないかという印象を受けたのですけれども、そのあたりはどうなっているのか、もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

○堀辺地域産業課長 ご指摘のとおり、職員の休養室も今のところ中小企業会館の4階に移ると聞いています。その判断については、管財課で諸般の事情等考慮されて決められたことと聞いており、私どもでうまく運用できるかという部分については判断しかねます。以上です。

○今井委員 中身を移すとなればそうなるのかもしれませんが、やはり休養室については私は本庁の中に置くべきではないかと意見として申し上げておきたいと思います。

○和田委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○和田委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑は終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○和田委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 それでは、お諮りいたします。議第87号中・当委員会所管分、議第88号中・当委員会所管分、議第98号及び議第104号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 ご異議がないものと認めます。よって、ただいまの議案4件については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

産業・雇用振興部長から県内就労あっせん・起業支援センターの活動状況について、産業・雇用振興部理事から奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針について、農林部長から奈良県森林環境税ほか1件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

○森田産業・雇用振興部長 経済労働委員会資料、本日12月11日付報告事項の1ページ、県内就労あっせん・起業支援センター活動状況として、円グラフと数字を幾つか記載しています。こちらは9月10日の経済労働委員会において雇用労政課長からも答弁させていただいたところで、ことしの7月に立ち上げました県内就労あっせん・起業支援センターで、大手企業の退職者で、主として県内在住の方で県内での再就職を目指す方を支援して、本県、特に中小企業の産業活性化を図ることを狙いとして活動を進めています。

このセンターでは、金融機関の協力をいただきながら県の職員みずからが県内企業、中小企業に足を運びまして人材ニーズを発掘して求人情報をいただくとともに、一方で、高度な技術、あるいは豊富な経験をお持ちの方々の求職者の情報も蓄積して、求人企業と求職者のマッチングを進めるという活動を進めています。

ことしの9月末で大量に希望退職が出ているシャープ株式会社の離職者が多く登録されている状態で、現在、鋭意このセンターのマッチングを通じて再就職を支援しているところ です。

そちらに記載のある求人、求職の数で、求人数が11月30日現在で28社、51件で、76人分の求人をいただいています。一方、求職者の累計は137人で、右側の円グラフのとおり約半数がえんじ色の技術職、現時点では全て技術者はシャープの方ですが、技術

者の方が半数を占めるということです。このうち、現時点までで、このセンターの活動により7月以降、短い期間ですので、今のところ5の方が再就職をした状況です。全体ではご自身で決められた方と、その5人を含めて38名が再就職を決められている状況になっています。

活動内容ですが、県内企業の求人側と求職者側が面談する第1回交流会を9月末に開催しました。その際、求人側14社プラス1団体と求職者53名が参加して、お互いに熱心に意見交換を行っていただいたということです。来週の12月18日に第2回の求人企業と求職者の交流会を予定しています。今後もまとまった人数での交流会とともに、1対1も含めて企業と求職者の面談機会を、県があっせんしながら個別の面談マッチングも地道に進めていきたいと考えています。

一方、もう一つの観点で、離職者の方々の中にはITなどの能力を活用して、県内で起業したいという方もいて、県の産業振興総合センターの窓口により起業の相談も受け付けて、起業の支援を進めています。現在のところ、既に先月の11月、一人、IT関係の会社を奈良市内で立ち上げられました。シャープの退職者の方で、そういう起業に結びついています。そのほか、今3名の方が起業へ向けた勉強会である創業サロンに参加して、起業を行う方の支援も進めています。

この県の就労あっせん・起業支援センターも含めて、シャープの希望退職者の方々、奈良労働局とも連携して、シャープ関係離職者等支援本部を立ち上げて、そちらの活動でも支援を進めています。こちらも来週、支援本部会議を予定しており、引き続き速やかな再就職に向けて支援をしていきたいと思っています。

11月30日現在で、支援本部に支援の申し出をされている方は690人です。通算で690人、現時点で就職を決められた方が166人で、まだ半数に届いていませんので、今が正念場だと思います。貴重な人材ですので再就職をしっかりと支援したいと考えています。以上です。

○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱） 引き続き、同じ資料をお願いします。

奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針の骨子で、目的として、本県の産業を強くし、雇用と仕事をふやして県民の豊かな暮らしを生み出すため、産業振興総合センターが取り組むべき研究開発の方向性を明確に示した中期研究開発方針として策定する予定です。

計画期間としては、平成28年度から平成32年度までです。

内容としては、基本方針と5カ年の重点研究の推進計画の策定です。

中期研究開発方針の基本方針は、5つの柱で進めたいと考えています。

1つ目として、グローバルニッチトップ企業の創出・育成を目指した研究開発の推進です。グローバルニッチトップ企業は、特定の分野で独自技術を保有し、競争力にすぐれ、市場占有率が高く、国際市場でも活躍する企業と定義しています。

2つ目の柱として、新産業分野の創出・育成を目指した研究開発の推進です。対象分野として、医療、エネルギー・環境、宇宙航空、生活関連分野に重点を置きたいと考えています。

3つ目として、コアコンピタンスの形成で、強みとなる他のまねできないようなコア技術の形成・保有に取り組んでいきたいと考えています。

4つ目として、積極的な成果・技術の移転・普及を明確にしていきたいと考えています。スピード感のある成果・技術の移転・普及を目指します。

5つ目として、研究推進体制の整備です。研究開発推進委員会を設置し、研究企画部署の新設を目指します。人材育成、大学や大学院への派遣研修を積極的に行い、施設機器の充実に取り組みます。産学官連携の重点研究テーマごとの研究プラットフォームの構築を図り、企業との交流を密接にしていきます。

重点研究の推進イメージは、先ほど触れました研究開発推進委員会を設置します。重点研究テーマの承認や重点研究の進捗及び結果の評価、指導を役割としています。コーディネーターは、京都大学の佐川教授、奈良女子大学の菊崎教授、奈良経済産業協会の神田専務理事にお願いしています。委員は、知事を委員長に、副知事を副委員長に、以下記載のとおりメンバーで進めたいと考えています。この委員会は、重点研究テーマの承認を行うとともに、毎年産業振興総合センター生活・産業技術研究部から報告を行うとともに、それをチェックし、また新たな提言を行っていく組織にしていく予定です。

次のページ、これは現在、企業と受託・共同研究などの技術により開発された主なニッチトップ製品です。①の1つ目、医療は、これにつきましては、従前、明治創業以来、水枕、氷枕を中心に製造・販売されていましたが、現在では95%が血液浄化回路、人工透析器の医療の器具です。それをさらに今度の研究の中では高度化するような取り組みをしたいと考えています。

2つ目、プラスチック業界の企業で、臨床検査機材、またさらに動物用医療機器などに

進出していくということで、ともに共同研究で進めたいと考えています。

④エネルギー・環境です。これも共同研究ですが、ウェッジワイヤースクリーンということで、液中のナノメートルレベルの微小な物質を分離・除去する装置です。医薬品等の化学合成や産業廃棄物と有用な資源との分離に活用できるものと期待されているところで、

次ページ、⑦機械の高精度チャック、振動制御大型部品で、この部品をもちましてジェットエンジンの製造に進出していきたいと考えており、その企業を支援したい。これについては、経済産業省の補助事業も活用しているところです。去る11月26日に開催された政策検討会議において説明し、ご検討いただいたところです。次回12月22日の政策検討会議で再度ご検討いただいた後、次回の経済労働委員会で再度ご報告申し上げます。

以上が産業・雇用振興部の報告事項となります。よろしく申し上げます。

○福谷農林部長 続いて、農林部から2件ご報告します。

まず1件目、奈良県森林環境税について、総務警察委員会でも報告されているところですが、農林部ではこの税を活用した事業実施をしますので、ご説明します。

森林環境税は、県民税均等割に上乗せする方法で課税をしています。個人については年額500円、法人については均等割額の5%相当額を税率としています。税収は近年、約3億5,000万円から3億6,000万円程度で推移をしています。

森林環境税の用途は、第1期の平成18年度から施業放置林の整備、里山づくりの推進、森林環境教育の推進に取り組み、第2期の平成23年度からはそれらに加え森林とのふれあい推進、森林生態系の保全に取り組んでいます。今までの取り組み成果は一覧表のとおりです。

また、森林環境税に関する県民アンケートを今年度を実施しています。肯定的な回答が大半であり、8割以上の方が森林環境税を活用した取り組みが必要であると回答され、税を活用した取り組みについても約6割の方が継続に賛成しています。税額については、個人で約8割、法人で約6割の方が現在の税額に賛成で、見直し期間についても5年間で適当との回答が約6割でした。

このような状況を踏まえて、奈良県税制調査会でご議論をいただいた結果、森林の有する公益的機能をより一層高めるため、森林環境税及び用途事業は引き続き継続することが適当であるとの答申をいただいたところです。答申の内容については、資料のとおりです。

今後のスケジュールについては、この答申を踏まえて、平成28年、来年の2月定例会

において必要な条例改正を上程していきたいと考えています。

次に、奈良県農業研究開発中期運営方針の変更について説明します。

平成25年9月に知事をトップとする農業研究企画委員会で示された農業研究開発目標を達成するための具体的、中期的な方針として、奈良県農業研究開発中期運営方針を策定し、平成26年6月議会でご承認いただきました。

策定当初の中期運営方針の概要ですが、計画期間は平成31年度までの5年間、研究の大目標として、漢方については薬用作物の安定供給、育種については優良品種の育成、加工については加工商品の開発と加工技術の研究、それと栽培については革新的な生産技術の開発の4つを掲げ、それらが大課題として、その下に中課題12項目と小課題27項目を設定し、生産者、消費者等の視点に立った研究開発をスタートさせたところです。

このたび、右上に示すPDCAサイクルが一巡したところで、4つの大課題の中で生産者、消費者等の視点に立ち、新たに解決すべき研究課題を追加する必要性が生じました。漢方の課題では生薬以外の利用に向けた生産技術の開発、トウキ葉の安定生産技術の開発、加工の課題では奈良彩りドレッシングの開発、栽培の課題では脱化学農薬、微生物利用技術の開発、土壌への定着性を高めた微生物による土壌病害防除技術の開発と、奈良にふさわしいパイプハウス雪害対策技術の開発という4つの研究課題を追加します。

奈良県農業研究開発中期運営方針の変更については、11月26日に開催された政策検討会議においてご説明し、ご検討いただいたところです。次回12月22日の同じく政策検討会議で再度ご検討いただきました後、次回の経済労働委員会でご報告をさせていただきます。

以上、農林部の報告事項となります。よろしく申し上げます。

○和田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項を含めて、質疑があればご発言願います。

○今井委員 質問させていただきます。

1つは、NAFICのオープニングに行かせていただいたときに、調理室などを見ながらいろいろな人がいろいろなことを言っている声が聞こえてきました。ここでジビエを提供したらどうかという意見が出てきたり、吉野郡の村長から鹿やイノシシをどのくらいで買ってもらえるだろうかという意見なども出てきたわけですが、日本ジビエ振興協会のホームページを見ておりましたら、捕獲したイノシシや鹿のうち、実際食肉で活用されるのが1割ぐらいということで、残りの9割は埋め立てられたり焼却処分されてしまう

ということを、拝見しました。命を奪うことになるわけですので、食肉として活用できることも大事ではないかと感じています。

今、和歌山県が非常に観光人気だということで、和歌山県は海がありますのでおいしい魚を食べたいとなるのですが、奈良県の場合は山しかありませんので、そこで奈良県でおいしいジビエが提供できるというのは一つの奈良の特色にもなると思います。

長野県では鳥獣対策・ジビエ振興室までつくり、例えば捕獲するときには後々食肉として活用できることを想定したような捕獲をするとか、調理をする場合にはこういう調理の仕方とか、きちんとした認定制度をつくったりということで進めているということも聞いております。奈良県でもジビエということで検討していただけないかと思っておりますが、その点で何かお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

**○和田農業水産振興課長** ジビエの活用についてお尋ねです。本県においては、獣害対策は集落ぐるみで面的な取り組みで効果的に進めたいと、人材の育成、生育環境の管理、被害の防除、また個体数の調整という取り組みを4本柱として進めています。これらのうち個体数の調整については、県では雌鹿の捕獲に助成する森林保全事業など、各種事業を活用して鹿、イノシシ等の有害捕獲に対する支援を行っており、有害捕獲頭数は年を追って、委員がお述べのとおり増加傾向にあります。

これに伴い、委員がお述べのように地域資源としての活用、いわゆるジビエの利用への機運が高まってきています。県においては、平成21年に野生獣肉に係る衛生管理ガイドライン、鹿・イノシシバージョンを策定して、適正な処理加工の指導に活用していただいています。また、捕獲した野生鳥獣については、食肉利用をする場合には捕獲後直ちに放血を行い、絶命させてから2時間以内に食肉処理する必要があるとされています。県域での大規模な処理が困難なので、地域ごとの処理加工施設への建設についての支援を行っています。

具体的には、平成25年度に上北山村の処理加工施設に助成して、吉野鹿とか吉野イノシシとして生肉のほか各種の加工品も販売されていますし、また、平成26年度には五條市の処理加工施設への建設の支援を実施しました。今年度からジビエール五條という名称で食肉処理をスタートさせており、市内の道の駅での生肉の販売や、飲食店でのジビエ料理への食材としての利用も広がっています。このほか、県内においては平群町、御杖村、黒滝村、川上村等の道の駅でレトルトカレーなどいろいろなジビエ商品や料理が提供されています。

鳥獣害対策については、冒頭申し上げたように集落ぐるみでの地域での実態に即した総合的な取り組みをすることが基本ですので、県としてもこれまで進めてきた4本柱の取り組みを粘り強く進めるとともに、各地域で実施します鳥獣害対策の取り組みを支援していくことでこれからも進めたいと思っており、委員がお述べのように鳥獣害で出てきました獣肉の有効な活用についても積極的に進めていきたいと思っています。

○今井委員 四国などでもこの取り組みを始めているとか長野でも始めているとか、全国的にも力を入れて進めてきているという動きがあります。やはり奈良は奈良としての特色を生かして、特に奈良の場合は空気がきれいなところで育った野生の鳥獣ですので、それも一つの特色になるのではないかと思いますので、ぜひ積極的に進めていっていただきたいをお願いをしたいと思います。

それから、TPPの関係で、奈良県議会で9月にTPPの情報公開を求めるという意見書を上げているのですが、10月5日、アメリカのアトランタで開かれた閣僚会議で大筋合意という報道がされて、締結ではなくて大筋合意ですので、まだ決まっていないと解釈をしているわけです。そして、いろいろ調べていましたら、これが合意できるにはGDPで85%を超える6カ国で批准しなければ発効できないということで、ほかの国際条約などでは大体3カ国の3分の2の合意でいけるとあるのですが、ここではGDPのという条項が入っています。

アメリカがGDPでいいますと60.4%、日本が17.7%、両方合わせて78%ぐらいになりますので、アメリカもしくは日本が批准しなければTPPは合意できないということになるのではないかと思います。先ほど奈良県が力を入れる中にイチゴなどもありましたが、もしTPPが発動することになりましたら、イチゴなどはすぐに関税撤廃の項目にも入っていますし、それから、今、学校給食に地産地消をということで、奈良県のお米を給食に取り入れていただいているのですが、そうした分野でもこのTPPがもし締結されることになり、ISD条項でそれは日本が領域を守っているのはおかしいと訴えられればそれに対抗できなくなるのではないかと思います。

将来的に見据えて、私はTPPは締結するべきではないと思っていますのですが、今の状態をどう見ておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○福谷農林部長 委員がお述べのTPPが全体的な話の中でどうなのかということですが、具体的に本県の農業にどれだけの影響があるかはなかなか算出しにくい部分であると思っています。どちらかというと都市の近郊農業、野菜とか果樹、花き、茶などが中心になり

ますので、畜産など一部品目を除いて、林業も含めて他府県に比べて比較的影響が少ないのではないかと考えています。

国では、11月には約4兆円なり、平成25年3月には約3兆円という公表もされておりますけれども、果たして本県にどれだけ影響があるかはなかなか算出しにくいのではないかと考えています。資料提供も国に対して行ったのですが、結論としては各都道府県別のデータをきちんと算定するのは不可能という答えも国からいただいております。

いずれにしても、こういう状況を踏まえて考えたときに、県では逆に大筋合意というのは、委員がお述べのようにこれから手続的にどうなっていくかという不透明感はあろうかと思っておりますけれども、その大筋合意を前向きに捉えて対応していきたいと考えています。高品質で安全・安心な農作物を安定供給し、輸出や川下産業との食と農の接続を進めるなど本県農産物のブランド化に邁進したいと、そういう別の切り口でもって本県農業の振興に寄与していきたい、振興していきたいと思っています。以上です。

**○今井委員** 県議会の意見書の中で開示を求めており、3,000ページにも及んでいる情報を国会でもまだ公開されてないと聞いているのですけれども、それについて、県からもうどういうことをやろうとしてるのかをよくつかんで、奈良県の影響があまり大きくないと今福谷農林部長がお答えになりましたけれども、奈良県の将来を見据えた形でTPPが与える影響をぜひつかんでいただきたいとお願ひしたいと思っています。

それともう一つは、地球温暖化のCOP21の会議がパリで行われており、この状況をいろいろ聞いていますと、今世紀末には地球の温度が3.7度から4.8度上昇すると。それによって4度上がりましたらお米とか小麦、トウモロコシの生産が減少して、2030年になったら穀物の生産が半分になると言われています。全国的には地球温暖化を見据えて、今それぞれの地域でつくっている野菜やお米など、温度が上昇したときにその品種が果たしていけるかどうか、そういう対策の研究などが始まっていると聞いているのですけれども、奈良県はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

**○和田農業水産振興課長** 地球温暖化の影響、作物への影響のお尋ねだと思いますけれども、平成27年8月に作成された農林水産省気候変動適応計画によると年平均気温が21世紀末には、20世紀末と比較して全国で1.1度から4.4度上昇すると記載されています。大雨による降水量の増加や気温上昇による水蒸気量の増加により降雪の増加、また勢力が強い台風の発生数やその規模、また雨量の増加が想定されるようです。

委員がお尋ねの本県におきます事例ですけれども、平成22年度8月下旬から9月上旬

に記録的な猛暑があり、お米については白未熟粒という、いわゆる高温により呼吸量が増加して実が熟さなかったという症状が多発して、1等米の比率が大幅に低下して、ヒノヒカリの1等比率が4.3%となりました。平年であれば、例えば平成27年度で94.2%が1等比率ですけれども、相当な下落で、こういった影響がありました。また、平成25年1月や平成26年2月には大雪によりハウスが多数倒壊しましたし、今年においては5月の高温の影響により菊の開花時期が前進化して、最も需要期である盆の時期に出荷ができなかったこともありました。

こういったことに対して、県としてはこのような地球温暖化の影響と考えられるような気候変動に対応するために、農業研究開発センターにおいて、まずお米については、ヒノヒカリに加えて暑さに影響されにくい、高温耐性がある品種で国や他県等、育成品種がありますけれども、こういったものを本県における適応性を調査することで、本県に適した高温耐性品種を検索しているところです。これまでに高温耐性品種においては、国が育成したにこまる、また山形県が育成したつや姫を調査して、おおむね本県に適した高温耐性品種であることがわかっております。また、今年度においては、宮崎県の育成品種ですけれども、おてんとそだちがありますし、また、国が育成している恋の予感という品種がありますけれども、こういった品種についても現在調査しているところです。また、大雪に対する施設の倒壊を軽減するというところで、対策のためにパイプハウスの水害対策技術の開発を行っています。

さらに、菊については、高温など気象変動に左右されにくい安定した開花特性を持つ小菊品種の育成に取り組んでおり、お盆を狙った8月だけの品種、春日の紅という品種を育成したところです。また、本品種については、ことしの高温条件下にもかかわらず、8月上旬に安定して開花し、生産者に非常に好評でした。また、菊の物日安定出荷に向けて、省力電力型光源のLEDを用いた電照栽培技術の実証普及にも取り組んだところです。

今後とも地球温暖化による気候変動に対応できるような栽培技術の開発、品種の育成、及びこれらを現場へ普及することについて、より積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○今井委員 わかりました。

どういう状況になっても、食料はかけがえのないものですので、それがきちんと守られるような研究開発をぜひ進めていきたいとお願いします。終わります。

○山中委員 それでは、数点お聞かせいただきたいと思えます。

まず初めに、私の近所でものづくりを営んでおられるところに訪問しますと、工業高校の生徒が今、インターンシップを使って職業訓練に来てくれている話をされていました。生徒にとっては自分がどういった仕事に向いてるかという意味での職業の選択、また適性を知る上でも非常に重要な機会になると思って見させていただきました。

このように、工業高校などを卒業されると、手に技術があったりということで非常に就労する上では有利かと思えます。けれども、普通科を出て離職をされると、なかなか次の新たな職場を見つけるのが難しいということで、本県では民間教育訓練施設等活用型の職業訓練事業を進めていただいています。雇用、失業状況など、若干改善はされていますけれども、平成27年10月分の奈良県の労働市場の動きを見てみますと、県内では有効求人倍率が1.00倍、全国平均を見ますと1.24倍、近畿の平均も1.15倍で、やはり県内の有効求人倍率はこの数字からも依然低いことがうかがわれると思えます。このような中で再就職を求める方にしっかりと支援をしていこうと進められている事業だと思えます。

そこで、この事業は、支援の内容が表紙に書かれていますので大方はわかるのですが、実際にこの各訓練コースがどういう形であって、そしてどういう形でスキルをつけて、勉強していくことができるのか。それと、このスキルを通して、こういう職業訓練を受けた皆さんが県内の就労に、どれだけ貢献しているかについてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、同じように中小企業を回っていますと、さまざまな課題を抱えて事業を運営されている方がおられます。ある方は、自分の企業を継承していくのが大変、誰に継承するかということもありますし、継承自体がスムーズにいくのかというさまざまな課題を抱える方もおられますし、また一方で、人材不足で困っているということを寄せていただく方もおられました。

事業の引き継ぎ支援についてお聞きしたら、中小企業庁で継承者が不在で事業の継続に悩みを抱える中小企業、また小規模事業者の方への相談ということで、これは産業競争力強化法があり、奈良県でも、平成27年10月30日から奈良商工会議所内において奈良県事業引継ぎ支援センターを設けていただいています。この事業が開始しましたので、私もそちらに取り次ぎをさせていただきました。

それと、奈良県では事業の対象別インデックスをつくられて、さまざまな中小企業、また小規模事業者の方に対して、その課題に応えようと、また問題点に応えようといろいろ

な事業を置いていただいています。私も見させていただき、その中で一定の項目、一定の課題に対して応えるような事業は上げていただいているのですが、商業・サービス産業課でそのインデックスには上がっていないよろず支援拠点の相談対応をされているとお聞きしております。このよろず支援拠点の相談対応ですが、実際にどういう形で窓口業務をして、またその相談実績はどうか、どのような相談内容が寄せられているのかをお聞きしたいと思います。

そして、もう一点、農業の部分で質問します。以前にも当委員会で農地の中間管理事業の推進ということで、どのように進捗しているかという話を聞きました。この農地の中間管理の事業を進める上では、何といても一番大きな決め手になるのが、平成24年度から開始され、その運用は各市町村でされています人・農地プランがその推進をする上での大切な計画書と言っていいかと思います。これも皆さんが既にご存じのように、各地域で農業者の方に徹底的に話をして、その地域で抱える、誰が担い手になるのか、そしてまたこの農地をどのように活用していくのかをしっかりと議論をして決めていただくプランだと思っています。そしてそのプランをもとに、信頼できる農地の中間的受け皿が、先ほど申した農地の中間管理機構に当たると思います。

そこで、まず1点、平成27年6月末現在の人・農地プラン策定の進捗状況が農林水産省から公表されています。数字を見ますと、奈良県内で地域数からいきますと131地域で既に進んでいるということですが、実際に人・農地プランは各市単位でやるものではなくて、どちらかというとき字界であったり、また字を多少含んだ複数数の集落で形成をしながら農地プランを組むことが非常に多いかと思います。

そういう中で、先ほど申した進捗状況を踏まえて、もともと想定していた人・農地プランができ上がる地域の数と現在の進捗数、どれだけの割合まで今、人・農地プランが進んでいるのかをお聞かせいただきたいと思います。それと、この農地の中間管理事業を進める中で、平成25年6月14日に閣議決定をされ、日本再興戦略ということで上げられています、10年後に目指す姿として3つの柱があります。担い手が利用する農地面積を全農地の8割に拡大する部分と、新規就農し定着する農業者を倍増して40代以下の農業従事者を、現行は20万人ですが、それを40万人まで拡大していこうと。あと法人経営体を、平成25年当時1万2,500法人で、10年間で5万法人に拡大をしようと言われていると聞いています。

そのことを踏まえて、今後どういったスケジュールで人・農地プランを展開されようと

しているのかをお聞きしたいと思います。以上、3つの部分をお聞きさせていただきます。

**○元田雇用労政課長** まず1点目、職業訓練についてです。

県では、求職者のスキルアップを図ることで再就職支援を行う観点から、中高年齢求職者をはじめ就職が困難な方の職業能力の向上を図り、再就職を支援するため、県立高等技術専門校で実施する施設内訓練と民間教育訓練施設等を活用して行う施設外訓練等により公共職業訓練を実施しています。

社会情勢等に合わせた多様な科目設定の早期実施が比較的容易な民間の教育訓練施設等を活用した委託訓練においては、総務、経理等事務系訓練等の知識習得コース、あるいは介護福祉士の資格取得より就業を目指す介護福祉士養成科を設置し、実施しています。

民間委託訓練については、平成26年度には介護福祉士養成科、介護職員初任者研修、医療事務科、医療事務系訓練科、農業科等の全58コース、受講者数実績で1,134名に実施しました。平成27年度においては、11月末現在で全41コース、受講者数で757名の委託訓練を実施しています。

続いて、それらの訓練が就労につながっているのかというご質問でした。民間委託訓練受講生の訓練受講後の就職状況については、受託先訓練校に対し訓練終了後3カ月後までの報告を求めており、平成26年度の委託訓練における訓練受講後の就職率は、訓練終了後3カ月後までで資格取得により就職を目指す介護福祉士養成科については100%、その他の訓練科目においては83.7%となっています。以上です。

**○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱）** よろず支援拠点の相談窓口、その相談内容、またその対応についてご説明します。

平成26年6月に県内の中小企業、小規模事業者の経営支援、相談の窓口として新たに公益財団法人奈良県地域産業振興センター、これは奈良市柏木町の奈良県産業振興総合センターと同居している団体に開設した奈良県よろず支援拠点を中心にさまざまな相談に乗っています。これについては、中小企業、小規模事業者が抱える課題に対して、中小企業診断士4名をはじめ10名のスタッフが常時勤務しています。サテライトとしては、大和高田市の奈良県産業会館の出張相談や金融機関との合同相談会も実施しています。

開設以降の相談内容として、売り上げ拡大に関するものが883件、創業に関するものが442件と、この2つの課題で全体の約4割を占めています。また、業種別に見ますと、製造業、卸売業、小売業では売り上げ拡大という課題が多く、サービス業では創業という課題がそれぞれ多くなっています。こういった課題を把握し、個別相談に対応するほか、

それに対応するため売り上げ拡大セミナーや創業セミナーなどを実施しています。

事業の継承については、昨年の開設以降、約40件の相談があり、具体的な相談を行っています。事業継承の対策については、積極的に取り組む必要が重要であると考えていることから、県では後継者として期待される方々を対象に中小企業若手経営者事業拡大支援事業として人材育成にも取り組んでいます。具体的な内容として、次代を担う経営者の方々に、もしくはその予備軍に経営理念、経営計画、人事、労務、財務といった知っておかなければならない不可欠なテーマについて連続セミナーを無料で実施しています。このほか特別セミナーとして、先進的な取り組みや独自の創意工夫を行っている県外企業の視察を実施したほか、来年2月には東京ギフトショーの視察を予定しています。このような取り組みによって経営の向上や売り上げにつながる企画としていきたいと検討しています。

このほか、本事業の中では海外展開への支援も重要と考え、海外進出セミナーのほか、海外のものづくり事業の視察を行いました。海外ではとりわけベトナムの日系企業、県内から進出されている企業訪問や、現地で初めて商談会を実施し、実際の輸入の契約に近づきつつあるという企業もあります。また、初めて中小企業向けのレンタル工場の視察も行いました。約20名の方に参加いただき、理解を深めていただいたところです。

今後とも、事業継承を含めてさまざまな課題を解決するまでおつき合いして支援させていただくことをモットーに、よろず支援拠点と県が連携して取り組みたいと考えています。以上です。

**○野添農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 人・農地プランの進捗と今後の推進スケジュールについてのお尋ねでした。**

人・農地プランについては、委員がご指摘のとおり、地域の農業の将来像を検討していただくために地域の皆様方と徹底した話し合いをいただいた上で策定を進めていただいています。

現在の進捗状況は、事業開始の平成24年度当初に市町村が定めた249地区の計画を策定する目標に対して、平成27年10月末現在で133地区策定されている進捗状況となっています。

今後の進め方は、この人・農地プランの作成をさらに推進していくために、市町村で開催されます地域のリーダーが集まる会合での説明会を開催したり、また、人・農地プランの作成を希望しておられるエリアに対して農林振興事務所と一体となって制度説明をしていくということ、さらには人・農地プランの推進が進んでいない市町村への課題解決に向

けた戸別訪問といった取り組みなどを組み合わせることによって推進をしていきたいと思っています。

今後、国や市町村などと連携、相談を密にとり、P D C Aサイクルをしっかりと回していくことにより実質的に人・農地プランを検討していただくエリアを拡大していくためにどういった進め方をしたらいいのか、また、目標の設定の仕方についてもよく検討していきたいと考えています。以上です。

**○山中委員** 先ほど民間教育訓練施設等活用型の職業訓練事業についてお答えをいただき、3カ月の追跡をして、その中で介護はほぼ100%、そしてその他のスキルを得られた方も83.7%の就業とお聞きしました。

その中で、特に介護福祉士の事業ですが、1年、2年という長きの時間をかけながら取り組まれるということがあろうかと思えます。介護は最近特に私たちも注目をしているのですが、実は介護福祉士を育てる大学、短大、専門学校がピークの2008年当時は507課程あり、2013年度は412課程で、わずか5カ年の間で2割も学科が減ってしまったこともありますし、介護需要の高まりで現場の人手が不足する一方で、学生はどちらかという介護職を敬遠し、養成機関が危機に瀕しているという新聞記事がありました。

そして、もう既に皆さんはご存じだと思いますが、人材不足は非常に深刻で、有効求人倍率も、少し古いデータになりますが、介護関係の職種の倍率では2.19倍、全職種の平均がその当時は0.95倍ですが、この数字を聞いても明らかに介護に対して人材不足がわかるかと思えます。

そして、介護福祉士の登録数は2014年の9月末では129万人おられるわけですが、実際に介護職についておられる方はその中でも55%程度で、2025年の団塊の世代の方が75歳以上になるとときには約248万人の介護職が必要と言われており、現状のままでは約30万人の人手不足が出てくるという推計もされています。そうした場合、特にお答えいただきました1年、2年を使って介護福祉士の養成機関を卒業される方の育成は、しっかりと本県としても取り組まなければならないと思います。

そこで、養成コースの過去5年間の入校者数の推移と、今後福祉コースの取り組みをどのように県として進めようとしているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、先ほどよろず支援拠点の相談ということで、7カ月間、大変多くのご相談をしていただいている。そしてそれも中小企業診断士、また10名のスタッフが入って、非常に潤沢な状況でやっていただいているとお聞きしました。この取り組みは非常にありがたい

と思います。本来であればこの窓口業務を、先ほど申したインデックスにどんと上がって、経営者の方も一目瞭然にその窓口にすっと行けるような体制づくりも必要ではないかという意味で、経営者の方への周知徹底をしていただきたいと思います、この点も要望にしておきますのでお願いします。

それと、農地の中間管理事業についてお聞かせいただきました。人・農地プランが、当初の平成24年度に市町村で上げてきた計画の249地区からしますと133地区できているということですので、およそ半分少し来ているのかという感じはします。やはりこれが決まっていかないと、受け皿になるこの事業自身も進んでいかないと思います。そして、大きくはそういう形で進めていただくとして、当初掲げた担い手と受け手のマッチングをしていくかについて、直近の平成27年度末でどういう形になるのか、再度お聞きさせていただきたいと思います。事前にお聞きしている数字からいきますと、この1月末ぐらいをめどにまだ150ヘクタール近くのマッチングをしていかなければならないという目標値を持っているように思います。そこで、この見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

**○元田雇用労政課長** 介護福祉士の養成に関して、厚生労働省の職業安定業務統計によると、平成26年6月時点での介護関連の有効求人倍率は全国で2.04倍、奈良県では2.54倍で、全国を上回る介護関連の人材不足が見られる状況になっています。

介護福祉士を養成するコースについては、2カ年の受講期間で介護福祉士の資格を取得することにより就業を目指す職業訓練で、平成21年度から実施しています。介護福祉士養成科の訓練定員については、平成23年度の43名が最も多かったですけれども、平成25年度には定員5名に減少しています。募集定員の設定に当たりましては、前年度の各コースの応募状況や民間企業の求人人数等を勘案し設定しているところで、介護福祉士養成科の定員が減少しているのはその他の訓練科目の訓練ニーズが高かったこと、また、介護関係の訓練科目の中でも介護職員初任者研修、旧のホームヘルパー2級ですけれども、これのニーズが高かったこと等からコースの配分を変更したところです。平成26年度においては、介護福祉士養成科は定員8名とし、また、平成27年度については、定員15名で現在実施しているところです。なお、介護系分野の訓練については、介護福祉士養成科を含め、平成26年度は定員が234名、平成27年度は定員215名で訓練を実施しています。

現在、介護分野をはじめとする人手不足分野における人材確保、育成対策は社会的要請

が高いと認識しており、この分野での再就職支援を強化するため、離職者を対象とし、特に介護分野の人材確保に資する公共職業訓練の拡充を進めたいと考えています。

それと、この5年間の入校者数の推移は、平成22年から順番に申し上げて、平成22年度が39名、そしてその後平成23年度が31名、平成24年度が25名、平成25年度が5名、平成26年度が8名、平成27年度が14名となっています。以上です。

**○野添農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）** ご質問いただきました農地中間管理事業の実績と今後の目標についてです。

農地中間管理機構におきます農地の受け手と出し手のマッチングの現状は、平成26年度は29ヘクタールの実績がありました。今年度は、11月末現在で6ヘクタールのマッチングがされています。

今後、まず農地の受け手として希望されている方の面積の合計が現在約350ヘクタールです。他方で、農地を出したいという出し手の方の面積が現時点で約180ヘクタールです。これらの需給関係をマッチングしていくことで、来年の1月に向けて新たに約160ヘクタールマッチングできるように努力をしたいと考えています。以上です。

**○山中委員** 質問ではありませんでしたが、お答えいただきありがとうございました。

介護福祉士の訓練コースですが、過去5年間で多いときは39名、少ないときは5名ということですが、先ほど答弁をいただきましたように人手不足に資する職業でしっかりとしていくということですので、見守りたいと思います。

それと、最後に農地の中間管理事業の推進で1月末をめどに約160ヘクタールのマッチングを図っていくと。その見込みも先ほどお聞きしましたように出し手、担い手それぞれ具体的な数字もお聞きしましたので、この点もまたしっかりと見守りたいと思います。大変ありがとうございました。

**○和田委員長** ほかにございませんか。副委員長に議事進行をかわっていただきます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○松尾副委員長** 委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

**○和田委員長** 私は委員長の立場で円滑に議事進行を務めるように努力しています。したがって、質問ではなくて要望だけでとどめての発言をします。

対象とする要望は、森林環境税、特に使途事業についてです。使途事業の1番目に上げられている施業放置林の整備ですが、この森林環境税の使途について、森林環境整備ということで間伐をすとか、放置されている森林を整備するために間伐をすとか、いろいろ

ろな整備をされると思います。そうしますと、その間伐されるような木材は、出されるということでの費用投資はされるのかどうなのか。今のところ私は、作業道がないがために、間伐したら倒したままだという認識をしています。これでは整備という形では不十分ではないか。そこで、搬出といったことに積極的に森林環境税を投入できないものかどうかについて検討をしていただきたい。とりわけ条例の中でそのようなことを対象にしていなければいかなものかと思います。そういうことで、検討対象としてよろしく対処を願いたいと思います。

○松尾副委員長 議事進行を委員長にかわります。

○和田委員長 それでは、どうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 それでは、ほかにごいませんので、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、2月定例会に提出予定の奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針及び奈良県農業研究開発中期運営方針の変更の事前審査のため、当委員会を1月18日月曜日、午後1時から開催させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。